

埼玉県下水道局・公益財団法人埼玉県下水道公社連絡協議会設置要綱

(設置)

第1条 埼玉県下水道局及び公益財団法人埼玉県下水道公社における重要施策等について、相互に意見交換することで、県流域下水道事業の円滑な推進を図るため、埼玉県下水道局・公益財団法人埼玉県下水道公社連絡協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 流域下水道事業に係る重要施策等についての構成員間の情報交換
- (2) その他目的を達成するために必要な事項

(構成)

第3条 協議会は、別表に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 協議会の議事を進行するために議長を置き、下水道局長をもってこれに充てる。
- 3 下水道事業管理者は、必要に応じて関係機関に協議会への出席を要請することができる。

(協議会)

第4条 協議会は、下水道事業管理者が招集する。

- 2 協議会は、必要に応じ開催する。

(協議会に係る事務の処理)

第5条 協議会の運営に関する事務は、下水道管理課企画・調整担当において処理する。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年5月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月18日から施行する。

別表

埼玉県下水道局・公益財団法人埼玉県下水道公社連絡協議会構成員名簿

- 1 埼玉県下水道事業管理者
- 2 埼玉県下水道局長
- 3 埼玉県下水道局下水道管理課長
- 4 埼玉県下水道局下水道管理課副課長
- 5 埼玉県下水道局下水道事業課長
- 6 埼玉県下水道局下水道事業副課長
- 7 埼玉県荒川左岸南部下水道事務所長
- 8 埼玉県荒川右岸下水道事務所長
- 9 埼玉県荒川左岸北部下水道事務所長
- 1 0 埼玉県中川下水道事務所長
- 1 1 公益財団法人埼玉県下水道公社理事長
- 1 2 公益財団法人埼玉県下水道公社常務理事
- 1 3 公益財団法人埼玉県下水道公社技師長
- 1 4 公益財団法人埼玉県下水道公社荒川左岸南部支社長
- 1 5 公益財団法人埼玉県下水道公社荒川左岸北部支社長
- 1 6 公益財団法人埼玉県下水道公社荒川右岸支社長
- 1 7 公益財団法人埼玉県下水道公社中川支社長
- 1 8 公益財団法人埼玉県下水道公社古利根川支社長